流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金

令和元年台風１５号・１９号、１０月２５日大雨で一部損壊または半壊の被害のあった市内の住宅について、その修繕に工事費を支払った場合、工事費の額に応じて　**修繕費用の２０％（限度額５０万円）**の補助金を市が交付します。

一部損壊とは？

国の定めた基準に基づく被害の程度で、**瓦のずれ・落下**、**壁の一部にひび割れ**などが、**建物全体の２０％未満**の軽微な損害です。

補助対象者は？

①・②のどちらにも該当する方

①台風等発生日において住民票の住所が、被災した住宅の住所地にある方

②修繕工事に係る費用について資力が不足する方

１世帯につき１回かつ１住戸につき１回限り補助金が交付されます。

※①の条件に満たなくても認められる場合があるので、ご相談ください。

対象となる住家とは？

居住のため使用する建物です。

住家 (対象となる)	**・一戸建て住宅、併用住宅** **・共同住宅**及び**長屋は、居住する部分※に限り**対象となります。 ※居住する部分：住戸内が対象です。共用廊下や屋根、外壁、窓は対象となりません。
非住家 (対象とならない)	店舗、学校、病院、公民館、神社、仏閣、カーポート、物置

対象となる修繕工事とは？

日常生活に必要欠くことのできない部分の修繕工事が対象です。

修繕する部位について

対象となる部位	**・屋根**（葺き材、下地） **・雨どい** **・外部に面する扉、窓、ガラス** **・内装材(下地材、壁紙※、畳※等)** ※壁紙、畳等の修繕は、下地材の修繕に伴うものに限ります。 **・柱、床、外壁、土台、基礎** **・上下水道、ガス等の配管** **・電気配線** **・換気設備** **・衛生設備**（便器、浴槽　等） **・給湯設備**（電気・ガス給湯器）
対象とならない部位	・家電製品（エアコン等） ・家具（造付け家具含む） ・照明器具、テレビアンテナ ・外構

対象とならない工事

- 洗浄・消毒・防蟻処理
- 壊れていない部分の改修、交換
- 解体工事のみ
- 自分で修繕した工事（材料費等）

相談窓口　**流山市役所　建築住宅課（市役所第２庁舎２階）**
電話番号　０４－７１５０－６０８８

申請方法について

申請には２つの方法があります。どちらの方法で申請するかをお選びください。

A. 工事着手前の申請	B. 工事完了後の申請
メリット：工事の実施前に補助金額が分かる。 デメリット：工事の実施時期に制約を受ける。 手続の手間がB. より多い	メリット：既に終わった工事も補助金を受けられる。 手続の手間がA. より少ない デメリット：補助金額が決定しないまま工事を実施する。

手続のながれ

これから工事する

すでに工事に着手している または、契約している

すでに工事完了し、工事費を支払った

これから工事する場合は、A、B どちらでも申請できます

A.工事着手前の申請

1．施工業者の選択・見積書等作成依頼
施工業者を決定し、「**修繕工事を実施する施工業者さんへ**」のパンフレットを渡し、書類の作成を依頼してください。

2．交付申請
必要書類を添えて、建築住宅課窓口へ直接提出してください。後日、**交付決定通知書**が郵送で届きます。

提出書類**ア**をご覧ください。

3．工事請負契約
交付決定通知書が届いてから、見積を取った業者と契約してください。

4．修繕工事の実施
修繕工事を実施し、工事代金を支払い、領収書を受け取ってください。

5．実績報告
実績報告書に必要書類を添えて建築住宅課窓口へ直接提出してください。後日、**交付確定通知書**が郵送で届きます。

提出書類**イ**をご覧ください。

※期限：２月末日

6．請求
交付確定通知書を受領後、請求書に必要事項を記入して提出してください。
後日、指定された口座に補助金が振り込まれます。

B.工事完了後の申請

1．施工業者の選択・見積書等作成依頼
施工業者を決定し、「**修繕工事を実施する施工業者さんへ**」のパンフレットを渡し、書類の作成を依頼してください。

2．見積書の事前確認（任意）
見積書の内容や工事の内容について、疑問点や・不安なことなどがあれば、建築住宅課までご相談ください。

3．工事完了・工事代金の支払い
工事を完了し、工事代金を支払い、領収書を受け取ってください。

4．交付申請
必要書類を添えて、建築住宅課窓口へ直接提出してください。後日、**交付決定通知書**が郵送で届きます。

提出書類**ウ**をご覧ください。

※期限：２月末日

5．請求
交付決定通知書を受領後、請求書に必要事項を記入して提出してください。
後日、指定された口座に補助金が振り込まれます。

提出書類について

A.工事着手前の申請の場合

提出書類**ア**　交付申請時の書類

1．交付申請書
（流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付申請書**別記第１号様式**）　記入例①
記入例をご覧になって記入してください。

2．耐震性等の向上に資する補修確認書【参考様式１】
施工業者に作成してもらった書類を添付してください。

3．資力に係る申出書【参考様式２】
記入例をご覧になって記入してください。　記入例②

4．修理見積書【参考様式３】
施工業者に作成してもらった書類を添付してください。

5．写真
修繕工事**着手前**の住宅の被災状況が分かるカラー写真を添付してください。

6．り災証明書の写し
防災危機管理課から発行される証明書を添付してください。まだ取得されていない方は、防災危機管理課（TEL 04-7150-6312）へご相談ください。

7．住民票
住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することに同意した場合は不要です。

提出書類**イ**　実績報告時の書類

1．実績報告書
（流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金実績報告書　**別記第５号様式**）

2．領収書
業者から受け取った領収書を添付してください。

3．写真
修繕工事完了後の状況が分かるカラー写真を添付してください。

B.工事完了後の申請の場合

提出書類**ウ**　交付申請時の書類

1．交付申請書
（流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付申請書**(償還払い)別記第８号様式**）　記入例③
記入例をご覧になって記入してください。

2．耐震性等の向上に資する補修確認書【参考様式１】
施工業者に作成してもらった書類を添付してください。

3．資力に係る申出書【参考様式２】
記入例をご覧になって記入してください。　記入例②

4．修理見積書【参考様式３】
施工業者に作成してもらった書類を添付してください。

5．領収書
業者から受け取った領収書を添付してください。

6．写真
修繕工事**着手前**の住宅の被災状況と**修繕完了後**の状況の分かるカラー写真を添付してください。

7．り災証明書の写し
防災危機管理課から発行される証明書を添付してください。まだ取得されていない方は、防災危機管理課（TEL 04-7150-6312）へご相談ください。

8．住民票
住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することに同意した場合は不要です。

Q＆A

Q. 私はアパートの大家ですが、アパートが被災しました。補助金の対象となりますか？

A. 対象となりません。

居住する方本人が居住する部分を修繕する場合のみ対象となります。

Q. 最近引越してきて、まだ住民票を新しい住所に異動していませんが、台風の時にはすでに居住していました。補助金の対象となりますか？

A. 対象となる場合があります。

水道料金の明細書等、居住していた事実が確認できれば対象となる場合があるので、ご相談ください。

★注意事項★

●市役所へ申請書を提出する際は、印鑑をご持参ください

申請時に必要になる場合があります。

●施工業者が決定したら、必要書類の作成を依頼してください。

施工業者へ「**修繕工事を実施する施工業者さんへ～見積書作成のお願い～**」を渡し、補助金の申請のために必要な書類の作成を依頼してください。

●交付申請・実績報告には期限があります。

A.工事着手前の申請の場合、**実績報告**の提出期限が**２月末日**です。

B.工事完了後の申請の場合、**交付申請**の提出期限が**２月末日**です。

期限を過ぎてしまいそうな場合は、事前にご相談ください。

●書類は消えないボールペンで記入し、訂正する場合は、二重線で取消し、申請者本人の印を押印してください。

鉛筆や消えるボールペンは使用できません。また、間違えた場合に黒く塗りつぶしたり、修正液等は使用したりしないでください。

●修繕前と修繕後の写真を忘れずに撮影してください。

全景、近景、修繕箇所について、修繕前、修繕後を撮影しておいてください。ブルーシートがかかっている等、撮影が難しい場合は、ご相談ください。